

ID: 128

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	聖籠町特殊障害者器具装着費用助成に関する条例 第6条		
例規番号	昭和58年 条例第19号		
<p>【根拠条文】 (助成金の返還) 第六条 町長は、虚偽その他不正な行為により助成を受けた者があるときは、その者から助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日